

AeroShell Turbine Oil 555

エーロシェル タービンオイル 555

エーロシェル タービンオイル 555 は、エステル系合成油を基油とし、熱安定性、酸化安定性、耐荷重性を向上させるためバランスよく添加剤が配合された、 $5\text{mm}^2/\text{s}$ のタービンオイルです。

承認・適合規格

DOD-PRF-85734A (US)
DEF STAN 91-100 (British)
NATO Code O-160
Joint Service Designation OX-26
Pratt & Whitney : 521C Type II
General Electric : D-50 TF 1
Allison : EMS-53 (Obsolete)

以下のエンジンの全てのモデルの使用において承認を取得しております。

Honeywell : Auxiliary Power Unites GTCP30, 36, 85, 331, 660, 700 series
General Electric : CT58, CT64, CF700, CJ610
Motorlet : MD601D, E, Z
Pratt & Whitney : JT3, JT4, JT8, JT9, JT12, PW4000
Pratt & Whitney Canada : ST6, PW200
Rolls-Royce : Gem, Gnome, M45H, Olympus 593, RB199
Turbomeca : Adour

その他、各種ヘリコプタートランスミッションの承認も取得しております。

代表性状

試験項目			DOD-L-85734	代表性状
動粘度	@98.9	mm ² /sec	5.0 - 5.5	5.4
動粘度	@37.8	mm ² /sec	25.0 以上	29.0
動粘度	@ - 40	mm ² /sec	13000 以下	11000
引火点			246 以上	246 以上
流動点			- 54 以下	- 54 以下
酸価		mgKOH/g	0.5 以下	0.3
蒸発損失 6.5hrs,	@204	%m	10.0 以下	2.6

* 代表性状値は、商品の改定により予告せずに変更場合があります。(2016-02)

エーロシェルタービンオイル 555 の販売荷姿 : ケース(0.95L x 24)

使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・エーロシェルタービンオイル 555 は合成潤滑油であり、シール材・塗料・プラスチックとの適合性において、問題となる場合がありますのでご注意願います。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルプカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1